

第8章 コンテンツ規制

インターネットにおけるコンテンツ規制問題

▶ 有害情報への対処をどうするか、議論は盛んだが解決策は見えず ◀

インターネットは、個人の自己表現の発展、学術・文化的価値の創出、経済取引の利便性の向上など計りしれないメリットをもたらしているが、その反面において、違法または有害な情報（コンテンツ）の流通が問題となっている。たとえば、わいせつ情報、他人を誹謗中傷する情報、差別的な情報、人の尊厳を侵害する情報、子どもにとっての有害な情報などの流通が社会的に問題視されている。いくつかについて具体的にみると、次のようになる。

1. 神戸小学生殺害事件（酒鬼薔薇事件）

1997年6月にこの事件の被疑者が逮捕された直後、ホームページに事件とは関係のない「サカキバラ」姓の個人情報を書き込まれたり、被疑者の名前は「○○らしい」という情報、「○○」という名字の人の個人情報が流れた。また、ほかのホームページに事件に関するコーナーが設けられ、被疑者の少年の実名であるという情報が掲載された。さらに、海外のプロバイダーのホームページを通じて実名であるとする名前が書き込まれ、顔写真も掲載された。しかし、これらは、現行法の規定のどれかに明白に違反するというものではなく、社会的に非難されるにとどまった。

2. パソコン通信名誉毀損事件

インターネットそのものではないが、コンピュータネットワークという点では共通するパソコン通信で、名誉毀損訴訟が1994年4月21日に提起され、これに関する東京地裁の判決は、1997年5月26日に出された。裁判所は、その書き込みをした者、パソコン通信の運営者であるニフティ株式会社、NIFTY SERVEから電子会議室の管理を任されているシスオペの三者に対し、計50万円の損害賠償を支払うよう命じた。被告らが控訴したので、本件は東京高裁に係属中である。

3. ベッコアメ・インターネット事件

わいせつ罪の疑いで刑事告発される事件が増えているが、インターネットにかかわるこの種の事件の第1号として注目されたのがベッコアメ・インターネット事件である。1996年1月31日、2人の被疑者の家宅捜索などが行われ、翌2月1日、被疑者の1人である社員が逮捕された。東京地裁は、会社員のわいせつ図画公然陳列被告事件について、同年4月22日、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を言い渡した。会社員（被告人）が控訴しなかったため、この判決は確定した。

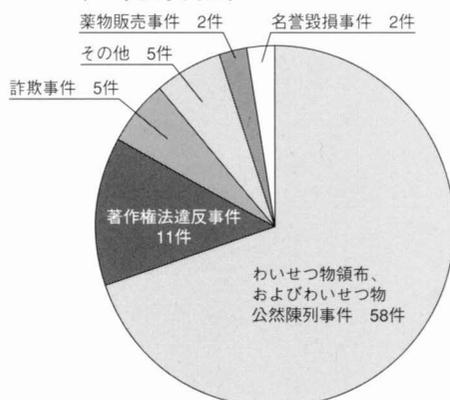
郵政省電気通信局では、1996年と1997年に研究会を開催して、インターネット上の情報流通について検討した。その結果まとめられた2つの報告書（1996年12月および1997年12月）は、インターネットにおけるコンテンツ問題を分析するに当たって参考になる。しかし、これらの報告書は、現行法による対応を中心に検討し、新たな法的対応は提唱していない。

一方、警察庁は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を改正して、インターネット・コンテンツの一定部分を規制する法案を明らかにし、政府は、1998年3月、法案を国会に提出した。これは、(1)専ら性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面または衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送または有線放送に該当するものを除く）により営むものを「映像送信型風俗特殊営業」と定義し、これを営む者に公安委員会への届出を義務付けること、(2)自動公衆送信装置設置者（プロバイダー）が映像送信型風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像を記録したことを知ったときは、その送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするなど内容を内容としている。

コンテンツ問題は国際協力が必要であり、その議論も盛んだが、各国の対応が異なるため解決は容易ではない。

（堀部政男・中央大学教授）

資料4-8-1 コンピュータネットワーク利用犯罪
(97年検挙内訳)



【出所】 警察庁資料を元に作成 ※インターネット以外も含む



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp